

第六十三回国会 文教委員会 議 録 第十三号

昭和四十五年四月十日(金曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 八木 徹雄君

理事 久野 忠治君

理事 河野 洋平君

理事 谷川 和穂君

理事 有田 喜一君

理事 塩崎 潤君

理事 床次 徳二君

理事 松永 光君

理事 吉田 実君

理事 木島喜兵衛君

理事 有島 重武君

理事 山原健二郎君

出席國務大臣

文 部 大 臣 坂田 道太君

出席政府委員

文部政務次官 西岡 武夫君

文部大臣官房長 安嶋 彌君

文部省管理局長 岩間英太郎君

委員外の出席者

文教委員会調査 田中 彰君

委員の異動

四月 十日

新任 杉之君

補欠選任 近江巳記夫君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

日本私学振興財団法案(内閣提出第五九号)

〇八木委員長

これより会議を開きます。

日本私学振興財団法案を議題とし、審査を進め

第一類第六号 文教委員会議録第十三号

昭和四十五年四月十日

ます。

〇八木委員長 この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

ただいま審査中の本案について、参考人より意見を聴取することとし、参考人の人選、意見を聴取する日時等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇八木委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

〇八木委員長 本案について質疑の通告がありますので、これを許します。河野洋平君。

〇河野(洋)委員 前回に続いて、私学振興財団法のうちの私学法の一部改正の点について、もう少し質疑を続けさせていただきたいと思ひます。

この質疑を始めます前に、改正をされようとしている私学法それ自身について若干お伺いをしたいと思うのですが、昭和二十四年に私学法ができ上がったわけですが、昭和二十四年に私学法をつくった当時、この私学法については非常に画期的な法律といわれて、そしてこの私学法について非常に重要な点は何点かある。それはたとえば私立学校の特殊性あるいは自主性の尊重、公共性をもっと高めようというようなポイントも一つでございますし、同時にそれらを高めていく、あるいは認めていくということから、所轄庁である文部省の命令、監督等については一定の制限を加える。できるだけ監督とか命令とかいうようなものは差し控えるということに、非常に画期的な法律といわれた私学法の中身があったと私は聞いておるわけでございます。そうした中身の中で、それを非常に明確にしておるのが私学法の第五条であると思ひますが、管理局長、第五条の二項は何と書いてありますか、ちよっとお答えをい

ただきたい。

〇岩間政府委員 ただいま御指摘ございました私学法第五条の第二項は、学校教育法におきまして設けられております学校教育法の第十四条の規定、つまりこれは学校の設備、授業等の変更命令でございますけれども、それにつきましては、私立学校にはこれを適用しないというふうな書き方をいたしております。

〇河野(洋)委員 つまり学校教育法の十四条で、私立学校の設備、授業その他の事項につき、法令または所轄庁の規程に違反した場合において、その変更を命ずることができるといふ規定を、私学法の五条の二項ではそれを私学には適用しないと書いてある。ところが、今回の私学法の一部改正の十三条十項の三号には、それと全く同じ文章が書かれておる。つまり、十項三号には、「当該学校法人の設置する当該補助金に係る私立学校が設備、授業その他の事項につき法令又は所轄庁の規程に違反した場合において、その変更を命ずること」と書いてあるわけでありまして、私学法の五条の二項では明確に私立学校には適用しないと書いてあるものを、この際全く同じものを認める、適用するというふうにならざるかと考えてよろしうございませうか。

〇岩間政府委員 そのとおりでございます。これは私学全般に對するたまたまというのとは変わっておりませんけれども、このたび新しく設けられた人件費を含む経費の補助を受ける私立学校につきましては、私学法の第十四条と同じ条文の適用をしておる、そういうことでございませう。ただその効果につきましては、それに違反しました場合は補助金をやらないというふうなことをあわせて規定しておるわけでございます。

〇河野(洋)委員 そうすると、もう少し伺いますけれども、私立学校法の一部改正、つまり五十九条の五項に書いてあります「国又は地方公共団体

は、第一項若しくは第三項又は第五十一條第三項の規定により学校法人に對して助成をした場合において、当該学校法人の設置する私立学校が助成決定の際「云々」という字句がございますね。その「国又は地方公共団体」と書いてあるところに、「国」として、「日本私学振興財団を含む。次項及び第八項において同じ。」と書いてございませうが、この「国(日本私学振興財団を含む。)」と書いてあるのを裏返して読めば、日本私学振興財団を含むと書いてあるんですから、日本私学振興財団以外の国というものもあると考へてよろしうございませうか。

〇岩間政府委員 国が補助金等の交付につきましては責任を負うというのが大体いままでのたてまえでございますけれども、今度の補助金の場合には、特に私学振興財団に補助金を交付いたしました。私学振興財団から私立学校に補助金を交付するといういわゆる間接補助の形をとっております。そこで、本来ならば国が直接やるべきものであるけれども、この場合には私学振興財団から交付する補助金をその中に含めるんだという趣旨でございます。

〇河野(洋)委員 私の聞き違いかも知れませんが、たまたま先ほどから議論をしております十三条の対象学校というものは、私学振興財団から金額の補助を受けた学校に限ってこういう条件が付されるということなんですか。それとも私学振興財団を含む国全般の補助について含まれると読むのですか、その点についてお答えをいただきたい。

〇岩間政府委員 ただいま御指摘になりましたいわゆる変更命令に関する規定の適用がございませうのは、私学振興財団を通じて交付いたします人件費を含む経費に限るわけでございます。

○河野(洋)委員 これは私の読み方が非常にまずいせいかどうかわかりませんが、少なくとも五十九条の五項に書いてある「国(日本私学振興財団を含む)」と書いてある字句から見れば、私学振興財団から補助をするものも含んで、ほかに直接国からダイレクトに行くものも含まれるんだと読むほうが常識的ではないかと思えますけれども、もう一度御答弁をいただけないでしょうか。

○岩間政府委員 私の説明がちょっと不十分でございまして恐縮でございますが、ただいまのお話の焦点が、人件費を含む経常費のみについての御質問でありましたものですから、そういうふうにお答えしたわけですが、従来の五十九条の規定につきましては、国から出す補助金、たとえば新設理工系の設備費の補助金とか、あるいは教育、研究の設備に對します補助金とか、そういうものを全部含んでおるわけでございます。しかし、変更命令にかかるとなると、人件費を含む経常費に限られるということを申し上げたわけでございます。

○河野(洋)委員 私も、人件費を含む経常費について議論いたしております。いただいた資料の新旧対照表の二ページの上の段の条文中に、私が読んだのが入っておりますわけでありまして、私が繰り返し申し上げておりますのは、経常費補助も、私学振興財団を通じてない国からの、つまり直接経常費が補助をされている私学というのがあるに、あるいはないか、私学財団法の附則で私学法を直すことによって、いままで直接経常費補助がなされていた分までかぶってしまうのではないかと、このことを伺っております。もっと具体的に申し上げますと、私立の特殊教育学校などは、国から直接経常費補助をしているはずなんです。その学校は、この私学財団法の附則で私学法を改正すると同時に、その学校までこういう変更命令が行き届いてしまうことになるというならば、もちろんわかるのでありますが、管理局長が言われますように、国から補助をしているものなんだから、国がある程度の監督や命令権を持つという筋

はわかりますけれども、私学財団法で改正をして、私学財団と関係のないところからも補助のいっている分に私学財団法の附則で改正をしないかというのを私は申し上げているのです。その点はどうか。

○岩間政府委員 ただいま御指摘のように、同じ内容の補助金でございまして、財団を通じてないでやる場合、これはごくまれな場合と申しますか、非常に限られておりましたが、そういうことが行なわれておる場合がございまして、その場合には財団を通じてないで国がやるという意味で、御指摘のとおり、全部財団からの人件費を含む経常費の補助ということばかりではなくて、国がやる場合にもやはり同じような適用がある。これは同じような内容の補助金でございまして、同じような扱いをする、こういうことでございまして。

○河野(洋)委員 ですから、国というたてまえからすれば私にはわかるのです。ただ、私が疑問を持てたのは、私学財団法という法律にこと寄せて、私学振興財団と関係のない私学までかぶすということがあるのかどうかということ、そういう点に問題があるのではないかと、この疑問を私は持つております。同じように、私はいま国の問題を申し上げましたけれども、この項目には「国又は地方公共団体」と書いてある。国が直接やったのは、いま私が例としてあげた特殊教育の問題がございまして、けれども、これから将来国または地方公共団体が私学振興財団以外のルートからも補助をする場合が出てくるのではないかと、あるいは現にあるのではないかと。現にある、またはこれから振興財団と関係なしに出てくるであろうというルートに對しても、私学振興財団法の附則で私学法を改正をするというのにも私は疑問を持ったのでございまして、私学法は私学法で改正をなさるといふならば、私はいってこんな議論をいするつもりは毛頭ないのでございまして、そういう疑問がわいたので御指摘を申し上げたのです。つまり事ほどさように私学法は、それをつくられたときに、第

五条で明確にしているように、学校教育法の十四条を適用除外をするときで明言しておるのに、それを變更するというのは、私学法にとつては非常に重大な變更であると思うのです。その非常に重大な變更を財団法の附則でやってしまうというところに、どうも合点がいかない点がございます。しかし、そのやり方に合点がいかないものであつて、その気持ちは少し私にはわかるのです。やり方に合点がいかない。これは見る人から見れば、どうも財団という一つのえきを与えておいて、どきどきまぎれにやたとれる向きがどうある。とるなといつても、とられるのがあたりまえだと私は思うのです。それは、そうでないなら、そうでないといふことを、大臣からでも、管理局長からでもけつこうでありますから、そんなつもりでやつたのではないというなら、この際はつきりしておいていただきたいと思います。

○岩間政府委員 大臣からお答えがあると思いますが、私どもの率直な気持ちを申し上げますと、このたびの補助金をとるに際しまして、私どもは私立学校側と監督者、被監督者という対立的な関係で問題を処理していただくのでは、いつまでも日本の私学行政というものは進展しないといふような気持ちから、これを機会に、私学のよき理解者であり、よき協力者として、もちろんなれ合いということではありませんけれども、その立場が私学行政のあり方としては妥当ではないか、そういう意味で、そういう立場でもって一貫して今後配慮していきたいという気持ちでございまして、今度人件費を含めて経常費の補助金を計上いたしますに際しまして、この補助金はできるだけ私学の使いやすいうようにしていきたい。従来の補助金は、これは設備等に對しまして、たとえば図書につきましては、一冊一冊どういふものを買うのかということまでチェックしてから補助金を出すというような方法をいたしておりましたが、今度の場合には、私学側の負担につきましても制限をはずしておりますし、また

補助金自体も非常に使いやすくだしてあります。その際に、こういうふうな使いやすき補助金を私学に交付いたします場合に、これは国民の税金を使うわけでございますから、最小限度国民に御納得いただけるためには、どういふふうな措置が私学側としても必要なのかということを考えます場合には、やはり経理を公正に行なっていくということがまず第一の条件ではないか。それからもう一つは、教育研究の内容を充実していただく。逆に言えば、経理が公正でないところにつきましては、今度の補助金は差し上げるわけにはいかない、あるいは教育、研究の内容をむしろ低下させるような方向に向かつていくようなところにつきましても、同じようにこの補助金は制限すべきではないかというふうな考えから、こういう規定を設けたわけでございます。決してこの際補助金に便乗して私学の統制を強める、監督を強めるといふふうな気持ちはさらさらないことを御了承いただきたいと思います。

○坂田國務大臣 ただいま管理局長から御説明を申し上げましたとおりでございますが、この私立学校の法律ができました当時の状況としましては、おそろくノー・サポート・ノー・コントロールというところが完全に貫かれる。そしてまた人件費補助なんというのはおそろく考えてなかった。そしてまた、私学の基金、あるいは寄付金、あるいは適正なる授業料等において独自のあるいは個性ある建学の精神にのつた教育と研究とが行なわれる、こういう形での私学法というものが制定をされたと思うのでございまして。もちろん、その意気込みで今日までやってこられ、かなり社会的な責任は果たしておられると思うのでございまして。ところが、だんだん世の中が進んでまいりまして、私学も、私学の使命を達成するために教育、研究にとつてまいられたわけでございます。ただいまのような私学固有の基金なりあるいは寄付金なりあるいは適正な納付金等だけで私学経営というものができない、また私学本来の目的でこ

に幼稚園はそのパーセンテージ、占める比率が非常に大きいわけでございます。また、公立学校ではできないところの中学校、高等学校を一貫とした初等、中等教育というものもやっておる。あるいは場合によっては幼稚園、小学校、中学校、高等学校、そして大学あるいは短期大学という形にして、一貫した教育をやっているというところに私学独特の教育の意義があると思うのでございまして、これは私学でなければできないものだというふうに思うわけでございます。そういうふうには考えるので、やはり大学あるいは短期大学、高専ということに対して私学の助成をやると同時に、高等学校以下のいわゆる学校法人に對しまし

て、交付税の中においてこれを措置するといふうなことも、今年度から全般的に総合的にやることに踏み切った次第でございます。

○床次委員　ただいま御答弁のように、政府がかかる方針をきめられたことに對して、深甚の敬意を表する次第であります。十分にこれを徹底していただきたいわけですが、今回の本財團を通じて行なうところの經常費の補助というもの、大体高等教育に對して行なわれ、その他のものは交付税を通じて行なわれるものと思うのであります。が、交付税を通じて行なうものの中、小以下の学校法人に對する補助に對しましては、やはり考え方から申しますと、財團を通じて行ないます場合と同じような考え方をもちまして補助すべきではないかと思うのであります。が、これに對していかように考えておられますか。

○岩間政府委員　都道府県が行ないます補助の内容につきましては、御指摘のとおりだと思ひます。しかし、やり方につきましては、国の場合は、私学振興財團というふうな公正な第三者機関を設けましてこれを行なわせるということにいたしておりますが、これを全部都道府県にも同じようにやるかどうかということにつきましては、これはただいまのところは都道府県知事に従来のようにまかしておいて間違ひがないのではないかといふうに考えておる次第であります。

に幼稚園はそのパーセンテージ、占める比率が非常に大きいわけでございます。また、公立学校で

はできないところの中学校、高等学校を一貫とし

したごとく、私学に対して国からの人件費の助成
た初等、中等教育というものもやっておる。ある

といふことは、全く画期的なことだと思ふのである。

いは場合によつては幼稚園、小学校、中学校、高

ります。私は、この私学の振興に対して、やはり
等学校、そして大学あるいは短期大学という形に

今後におきましても円満にこの目的が遂行できる
して、一貫した教育をやっているというところに

ように配慮をすべきでないかということを中心に
私学独特の教育の意義があると思うのでございます

して、これは私学でなければできないものだとい

一つ、特に私学振興財団というものができました

以上は、この財団に期待するところが非常に
私は考えるので、やはり大学あるいは短期大学、

に大きいので、その意味におきまして若干質問を
高専ということに対して私学の助成をやると同時

に、高等学校以下のいわゆる学校法人に対しまして、

第一に、今回政府が私学振興のための経常費補て、交付税の中においてこれを措置するというよ

助を行なわれたのでありますが、私学というものうなことも、今年度から全般的に総合的にやるこ

が大学から幼稚園までいろいろありますが、私学
とに踏み切った次第でございます。

振興を考え、私学が今日教育全般に対してその普

○床次委員　ただいま御答弁のように、政府が

及と発展に貢献していることを考えました場合に、かる方針をきめられたことに対して、深甚の敬意

おきましては、単に大学だけ重視して補助率を増
を表する次第であります。十分にこれを徹底して

すといふのではなしに、私学全般に対してそれぞれ
いたいただきたいわけでありすが、今回の本財団を

れ人件費の助成という道が開かれるべきだと思ふ

のであります。ところが、大臣の考へ方に対しては、大體高等教育に對して行なわれ、その他の

もすでに表明しておられると思いますが、この機
ものは交付税を通じて行なわれるものと思うので

ありまするが、交付税を通じて行ないまする中、

小以下の学校法人に対する補助に充てては

普及発展に重要な役割りを果たしてまいりました
やはり考え方が申しますると 財國を通じて行

ことにかんがみまして 私立学校振興の理念とい
ないままの場合と同じような考え方をもちまして

うものは各学校すべてに共通して買わなければならない。補助すべきではないかと思うのであります。

これに對していかように考えておられますか。

す。現在わが国におきましては、技術革新による
 ○岩間政府委員 都道府県が行ないます補助の内

高度の産業社会の実現のために必要な人材養成に容につきましては、街指拂のとおりだと思ひます。

す。しかし、やり方につきましては、国の場合は

この要請にこたえるための高等教育の充
私学振興財団というふうな公正な第三者機関を設

実向上のためには、大学の七四％、短期大学の九

○%を占めておる私立の大学及び短期大学の教育
おりまするが、これを全都道府県にも同じよう

の振興が、緊急の課題であると考えております。

にやるかどうかということにつきましては、これ

しかしながら、私学というものは、床次先生御指はただいまのところは都道府県知事に従来のように

摘のとおりに、たとえば大学だけではなくて、高にまかしておいて間違いないのではないかとい

等学校、中学校、小学校あるいは幼稚園——こと
うふうて考えておる次第であります。

[illegible]

○床次委員 交付税の対象となります小・中・高校につきましては、都道府県を通じて行なうことは、現在の事務の体制から見てもつともなことだと思ふのでありますが、ただ交付の内容につきまして、たとえば将来人件費の二分の一を目標とするということになれば、小・中・高その他、府県の対象とする場合におきましても、同じような比率を目標としてすべきものではないか。そのことを伺いたい。

○岩間政府委員 御指摘のとおりであらうと思います。また、今年度におきましても、国と同じような基準でもって、地方交付税のほうでお願いして、そのとおり一応積算が行なわれたというふうな結果になっております。

○床次委員 国と同じような基準でもって積算が行なわれておることは了解いたしますが、これを実施する場合におきまして、はたしていかような裏づけをもってあるいは法律的な裏づけということになるかもしませんが、いかような形において交付せられるかということをお尋ねしたいのであります。

なお、学校法人を中心として交付がせられておるわけでありまして、しかし、高等学校以下等におきましては、いわゆる学校法人以外の宗教法人の立てましたものもありまして、また幼稚園のごときは、個人立の幼稚園もあるわけでありまして、先ほどの精神から申しますならば、当然こういうものにも均てんすべきものではないかと思うのでございますが、文部省の御意見を伺いたい。

○岩間政府委員 従来からも、交付税によります財源措置につきましては、やはり法律の裏づけとかそういうふうなものがあわせて行なわれなければ心配だというふうなことがございましたけれども、交付税で財源措置をするというところは、国の財源措置の態様の一環として現在や定着したような感じがするわけでございます。実際に、いままで私どもは私立学校に對しまして地方交付税で財源措置はいたしておりますけれども、実際の都道府県のものを見ますと、それをはるかに上回った財源措置をいたしております。したがって、私どもも、ことし地方交付税の財源措置をいたしました以上の助成が行なわれるということを期待しておるわけでございます。この点は間違いないんじゃないかという感じがいたしますが、なお御指摘もございまして、都道府県に對しましては十分に指導していききたいというふうな考えでおるような次第であります。

それからいまだ、地方交付税で財源措置をいたしましたのは、特に幼稚園につきましては、これは学校法人に限っているわけでございます。これにつきましてはいろいろ事情がございまして、これは個人立の幼稚園などは暫定的な措置でありますから、できるだけ法人立の幼稚園にしたいというふうな希望はございすけれども、しかし、実際をいたしましては、先生御指摘のとおり、個人立の幼稚園というのは社会的な役割りというものが相当高いものがございます。そういう点に着目をいたしますと、御指摘のようなものにつきましても、これは助成をして差しつかえないんじゃないかというふうな気がいたしておるわけでございます。

しかし、現在個人立の幼稚園につきましては、私立学校法の適用がないというふうな事実がございまして、宗教法人立の幼稚園と同じように、憲法上の問題等もございまして、それらを検討いたしまして、同じように助成をすべきだということ等を基本にいたしまして、そういうような問題も検討してまいりたいというふうに考えておる次第であります。

○床次委員 宗教法人立並びに個人立幼稚園につきましては、ただいま御答弁がございましたが、ぜひそういう方針でもって努力をしていただきたいと思ひます。

次にお尋ねしたいのは、私学の振興ということが考えられます場合におきまして常に対照的に考えなければならぬものは、国公立学校の新規増設あるいは拡大というものの関連だと思ふのであります。私学と国公立が、それぞれ異なった分野において特色を發揮して教育を振興する

ということとは、きわめて大事であります。しかし、場所によりましては、国公立を普及させることをもつぱら中心とするというふうなところもあるのではないかとこのように考えられるのであります。が、今後国公立をふやす際におきましては、私学の存在をいかように考えて増加していくかということについて、御意見を伺いたしたのであります。社会の趨勢によりまして、新しい学科等の新設、新しい研究科目の対象というものがだんだんふえてまいりますから、それに配慮して率先して国公立が努力するということは必要だと思ひますが、しかし、そうでない普通の科目につきましては、必ずしもそれほどないものがあるのではないかと。現在の私学というものをむしろで得るだけ合理化し、経費の負担を軽減いたしまして、そういう一般国民の利用にまつというほうがむしろいい場合も少なくないかと思ひますが、国公立に對する将来の方針について承りたい。

○坂田国務大臣 最近の大学の現状から考えまして、国立大学についての新設はもう、学部の増設につきましても、きわめて特別な必要のあるものを除いて、原則として取り上げない方針をとっております。しかしながら、これから高等教育機関に学ぼうとする社会的要求といひますか、あるいはニードというものは、高まっております。その場合において、従来、ともいたしますと文部省あるいは政府としては、国だけを考えていけばいいんだ、あるいは公立だけを考えた方がいいんだ、こういうような安易な考え方があったと思うのでございまいけれども、しかし、やはり日本列島全体を考えたこの要請にこたえていかなければならぬ、あるいは今日の社会の變化に對してどのような学科あるいはどのような部門というものを充実していかなければならぬかというふうなことも、ある程度科学的に、数量的に分析をして予想を立てる必要があるのじゃないかというふうな思ふわけでございます。現在中央教育審議会におきまして、大学制度の改革はもとより、小学校から大学まで全般についての教育

制度の問題点を洗つておるわけでございますけれども、一応その中間報告がこの五月一ぱいにはまとまるといふふうに思ひますが、最終答申の来年の春ごろまでの間に、むしろ長期教育計画というものを考え、さらにそれに対して一体どれほどの財政措置が必要なのかというふうなことも、あわせて御検討願いたいというふうに考えております。それからまた中教審のいわば大学改革の中におきましては、国公立といふいままでのかきねをべん取つた大学改革というものの、一つの考え方である、あるいは特殊法人の大学という設置形態等についての答申も考えられておるわけでございます。この点は今後の課題ではございすけれども、いま御指摘になりましたようなことを十分慎重に頭の中に入れて検討してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○床次委員 ただいま、私は国公立と私立との関係で申しました、特に国公立の問題について申し上げましたが、私立自体のいわゆる増設あるいは新設の認可申請等にもありまして、同じような問題がある、御指摘のとおりであります。今日非常に高い負担をいたしましてと申しますか、入学料、寄付金等を払って入らなければならぬというふうな学校もあるし、非常に過大な入学競争によりまして入学するというふうなものもある。また、地域によりましては、非常な競争の激しいところのものもある。この点につきましては、十分にただいまの御趣旨によつて御配慮をいただきたいと思ひ次第でございますが、特に私学の認可申請等に對しましては、従来設置基準に該當しておればこれを認めざるを得ないというふうな立場であつたのではないかと推測されるのであります。今日国の政策において積極的に人件費まで助成して質の向上等をせしむる場合におきましては、いたずらに過当競争を来たすというふうなことがありません。したがって、認可申請等に對しましては、十分に検討を必要とする。社会の特に必要とするものを優先して認める、これを擴張していく

という方針をとるべきじゃないかと思いますが、御意見を伺いたいと思います。

○坂田国務大臣 その点は御指摘のとおりでございます。いまして、地域的に考えても、やはり国公立をあわせて全体的に考えていかなければならないというふうに思います。やはり私学の今日社会の中における役割というものは、私はきわめて大きい、特に教育内容、研究等につきましてその質的研究の成果というものが、やはり国立、公立の大学に反映する、あるいはまた私立の学校の教育というものの質の高さというものが、逆に今度は国立にも影響を及ぼす、そうして国公立が相違正なる競争関係によって質的向上をはかっていくということが望ましい姿じゃないか、こういうふう

に承っておりますが、各学科その他の種類によりまして、設備費その他におきましても額に於いて差がある。これに對して、一応の設置の際に際しましては認可基準というものを持っておりまして、各学校の種類によりまして、文部省としてもいゆる経営の標準と申しますか、経費の標準というものがなければ、今後の助成ということに對しては支障があるのではないかと申す。この点に對しまして、十分な御検討がどこまでなされていくかという点について私よく存じないのであります。標準があつて、その上に立つて助成、振興する、質の向上をするということが必要ではないかと思いますが、いかがなものでありますか。

かし、国立と私立と比べますと、どうも私学は本務職員というものがきわめて少ないわけでございます。非常勤講師等が私立では非常に多い。このことは、やはり私学の教育、研究の質的向上をはかるという上から考えますと、本務職員というものがやはり充実していくという方向になければならぬのではないかと申す。その点に對しまして、まずもつて本務職員ということこそ第一段階に考えなければならぬ。そうして、できますれば経常支出の半分ぐらいは数年の後において国が助成をするという一つの目標を立てておるわけでありまして、將來におきましては、やはり本務、専任教員以外の人たちについてもこれは考えられなければならぬ。いかと思ひますけれども、さしよりの段階として、本務職員ということに限定をして補助金を出すようにいたしたわけでございます。

ものを考えた場合におきまして、私学におけるところの父兄の負担というものが大きいし、なお今後高等教育の普及に従ひまして、大学に入る学生もふえてきて、修学率が上がつてきておるわけでありまして、したがつて、国民の教育費に對する負担というものを考えなければならぬ。單なる経営面だけではなしに、そういう立場からおもひ願ひたいという意味になりますと、むしろこれは直接文部省ではございせんが、所得税におけるところの教育費控除というふうな立場において検討する余地があるのではないかと申すのであります。過去におきましては、高等教育その他多額の教育費を負担するものにつきましては、一部の富裕階級に限られるというふうな現象だつたと思ひますが、今日においては必ずしもそうではないので、国民全体の立場をいたしまして、この教育費の負担という問題を取り上げべき時期になつてまいつたのではないかと申すわけでありまして、特に家庭の点から申しますと、多数の教育すべき子女を持つておられます比較的中若年層の申しますか、そういう家庭が負担が多く、もう老年になつて生活が安定しました者ににつきましては、教育費の負担がなくなるというのが事実だと思ひます。そういう場合におきましては、そういう税制面からの配慮も必要ではないかと思ひます。したが、この機会に御所見を伺いたいと思ひます。

○坂田国務大臣 子弟の修学費につきまして所得控除を行なうことにつきましては、床次先生にも非常に御苦勞願つておるわけでございますが、確かに父兄の負担の軽減をはかる措置は、子弟を私立学校に在学させている父兄にとりましては、まことに重要な問題であらうと思ひます。文部省としましては、昭和四十五年度税制改正にあたりまして、教育の機会均等をさらに進めるよう、所得税の課税にあつては、高等学校、大学等の生徒、学生にかかわる修学費について一定範囲内で所得控除するための修学費控除の制度を創設する旨要望いたしましたわけでございます。大蔵省の税制調査会においても、この点について検討をしていただ

○床次委員 私ども私学、国公立がそれぞれ特色を發揮いたしまして、教育の質の向上をはかることが望ましいと思つております。ただ、教育費の費用負担ということを考えますと、現状においてははるかにこれを同じにするということと考え

○岩間政府委員 このたびの補助金を積算いたす場合に、積算の基礎をいたしましては、御指摘のとおり医学部、歯学、理工系学部、それから文科系の学部、あるいは大学院があるかないか、あるいは大学、短大、高専というふうにいるいろいろなパターンをつくりまして、その中で、人件費につきましては、医歯系では三分の一、理工系では二〇%、それから文科系では一〇%、それとあわせて研究費につきましては、ただいま四十四年度に行なわれております教育研究費の補助金の積算の基礎となつております教育研究費の積算の基礎につきましては、これは国立学校の教育費を参考にいたしまして、それを基準にして教育費を積算し、その三者を合算しまして、たとえば医歯系でございまして、専任教員一人当たり六十九万円というふうな単価を設定したわけでございます。したがひまして、今後ともやはり人件費、研究費、教育費というふうな三本の柱によりまして、現在のところ参考にするのは国立大学が一番参考にし

○床次委員 管理局長からお答えがありました。とく、私は、適正な基準をつくつて、でき得る限り各私学がこの基準に沿つて教育の内容を向上する

○坂田国務大臣 子弟の修学費につきまして所得控除を行なうことにつきましては、床次先生にも非常に御苦勞願つておるわけでございますが、確

五

が、今回の経常費の補助ということに對しまして、私はその意味において非常に意義があると思つておりますが、私学といたしましては、人件費の激増——これはあえて私学ばかりではありませんが、最近のベースアップ、物価の上昇その他の立場から見まして、経営上からいいますと、人件費の増高ということが、いわゆる予定された授業料収入等と比べてみるとか上回りがちであるというところの大きな問題点があるのと、なお物件費におきましては、理工系あるいは医学等特別多額の経費を負担せざるを得ないというところに重点があるのではないかと申す。まずこういうところから率先して助成が行なわれる、今日の文部省の方針もさうな趣旨において実行されつつあると思うのであります。この人件費の問題につきましては、大体専任教員というものが基準となるという

ふうに承っておりますが、各学科その他の種類によりまして、設備費その他におきましても額に於いて差がある。これに對して、一応の設置の際に際しましては認可基準というものを持っておりまして、各学校の種類によりまして、文部省としてもいゆる経営の標準と申しますか、経費の標準というものがなければ、今後の助成ということに對しては支障があるのではないかと申す。この点に對しまして、十分な御検討がどこまでなされていくかという点について私よく存じないのであります。標準があつて、その上に立つて助成、振興する、質の向上をするということが必要ではないかと思いますが、いかがなものでありますか。

かし、国立と私立と比べますと、どうも私学は本務職員というものがきわめて少ないわけでございます。非常勤講師等が私立では非常に多い。このことは、やはり私学の教育、研究の質的向上をはかるという上から考えますと、本務職員というものがやはり充実していくという方向になければならぬのではないかと申す。その点に對しまして、まずもつて本務職員ということこそ第一段階に考えなければならぬ。そうして、できますれば経常支出の半分ぐらいは数年の後において国が助成をするという一つの目標を立てておるわけでありまして、將來におきましては、やはり本務、専任教員以外の人たちについてもこれは考えられなければならぬ。いかと思ひますけれども、さしよりの段階として、本務職員ということに限定をして補助金を出すようにいたしたわけでございます。

ものを考えた場合におきまして、私学におけるところの父兄の負担というものが大きいし、なお今後高等教育の普及に従ひまして、大学に入る学生もふえてきて、修学率が上がつてきておるわけでありまして、したがつて、国民の教育費に對する負担というものを考えなければならぬ。單なる経営面だけではなしに、そういう立場からおもひ願ひたいという意味になりますと、むしろこれは直接文部省ではございせんが、所得税におけるところの教育費控除というふうな立場において検討する余地があるのではないかと申すのであります。過去におきましては、高等教育その他多額の教育費を負担するものにつきましては、一部の富裕階級に限られるというふうな現象だつたと思ひますが、今日においては必ずしもそうではないので、国民全体の立場をいたしまして、この教育費の負担という問題を取り上げべき時期になつてまいつたのではないかと申すわけでありまして、特に家庭の点から申しますと、多数の教育すべき子女を持つておられます比較的中若年層の申しますか、そういう家庭が負担が多く、もう老年になつて生活が安定しました者ににつきましては、教育費の負担がなくなるというのが事実だと思ひます。そういう場合におきましては、そういう税制面からの配慮も必要ではないかと思ひます。したが、この機会に御所見を伺いたいと思ひます。

○坂田国務大臣 子弟の修学費につきまして所得控除を行なうことにつきましては、床次先生にも非常に御苦勞願つておるわけでございますが、確

きました結果、個別的事情を税制上しんしゃくするにはおのずから限界があり、扶養控除等の一般的な控除の拡充により対処することが適当であるというような答申が出されまして、当面一般的所得税の減税を最優先に考えていくということになりまして、実は昭和四十五年度においては、その修学費控除制度の創設は見送られたのでございますけれども、私といたしましては、その実現に努力を続けたい、かように考えております。

それからもう一つは、今日の状況から考えまして、育英資金の面につきましても、貸し付け制度というものを考える必要があるのではなからうかという事で、本年度の予算におきまして、この調査費を計上いたしまして、できるならば来年度あたりからそういう制度を創設したいというふうな気持ちを持っておることを申し添えておきたいと思ひます。

○床次委員 ただいまの点につきましては、さらに御努力を期待するわけでございます。

次に、財団について伺いたいと思うのですが、今回従来の振興会から振興財団という構想に移ってまいりましたのでありまして、この機会に振興財団というものが私学の振興のために積極的な貢献をする、また将来に役立つことを私は期待しておるわけでありまして、本法の目的等を見ましても、総合的、効率的に財団が活動するということがなっておるわけでありまして、この総合的、効率的という点に對しまして、私は単に補助金を交付する、あるいは資金を貸し付けする、寄付金を募集したものを配付する、あるいはその他の業務がありまして、特に公正なる第三者機関として総合的、効率的に行なわしむるということを考えましたときは、むしろ資金の貸し付け、補助金の交付というようなことを通じて私学全般に對して十分に役立つような働きをなすものではないか、かように期待しておるわけでありまして、条文を見ますと、まず第一に、その意味が明瞭ではないのでありまして、端的に申しますと、旧振興会法の二十二条、二十三条以下の業務並びに業務基本原則

則というものに比べますと、今回の規定はきわめて簡単に補助金の交付あるいは資金の貸し付け等があるものでありまして、じやたして前の振興会の業務と財団の業務とでだけ違つたのであらうかという点について伺ひしてみたい。今度、補助金の交付ということだけがふえたのではないかとと思ひますが、この点はいかがでありますしうか。

○岩間政府委員 その点につきましては、先般も河野先生からちよつと御指摘があつたわけでございますけれども、法文を簡単にいたしましたのは、これは立法技術上の問題でございます。内容といたしましては、従来から私学振興会が行なつておりました貸し付けその他の業務の上に、新しく補助金の交付の業務、それから寄付金の募集、管理、配付の業務、そういうものを加えまして、私学の経営面全般につきましてもできるだけ親切に相談に應ずるとか、そういうふうな気持ちで運営をしていただくということを期待しているわけでございます。

○床次委員 ただいま後段のほうでもって、できるだけ限り私学の振興に相対するようになつていくこととございましたが、実は法文上から見ますと、あまりこの点がはつきりしてない。旧振興会のほうでありますと、助成措置という字句でひくくつてありますので、むしろ旧振興会のほうがよいわけではなからうかという感じがするわけでありまして、ただ第二項でありますか、旧法同様第一条の目的達成に必要な業務を行なうことができる、これは文部省の認可でもって行なうことができるようになっていゝと思ひます。会自体といたしましては、そう積極的な私学振興のための事務ができるかどうかということが、規定の上から見るとあまり明らかではない。どうも貸し付け金を貸し付けるといふことが中心になつてゐる。私からの私見をもつて申しますならば、資金の貸し付けをいたします以上は、私学の経営内容というものを十分見なければ貸し付けの効果があるがらないわけでありまして、ある意味において指

導監督という字を使うことは少し強いかもしれませぬけれども、積極的な指導によりまして、私学の内容を改善せしむるということができるとはではないか。貸し付けを総合的、効果的にやるということには、むしろそういうことを意識してお書きになつたんじゃないかというくらいに私は感ずるし、むしろそうなんだと思う。私は財団としての将来があるのではないかと申すのです。先ほど河野委員からも御質問がございましたが、単に監督権を考へます場合に、国費であります以上は、国といたしましてもおそろそかにできないことは当然のことでありまして、国民の血税を使つての補助でありまして、その行くえに厳正を期さなければならぬことは当然であります。むしろ貸し付け業務を行なうところの財団が、もつぱら第一線に立つて行なうというところに意味があるんじゃないか。特に私学の性格から申しまして、これに自主独立性をなるべく持たせたいというのが従来からの考へでありまして、またわれわれもそうありたいと思つております。特に今回の規定におきましても、第三者の機関を設けてやるというところに重点があつてしかるべきだと私は思ひます。しかし、法文で見ますと、きわめて簡単に貸し付け業務その他のことが書いてありまして、ただいま申し上げましたことは、ほとんど法文にあつていない。文部大臣が認可すればできるといふような形、むしろ前の私学振興会のほうが、規定の数からいつても多いし、業務の基本方針等もかえつて明らかである。この点についてひとつ御意見を伺ひたい。

○坂田国務大臣 いま床次先生がおっしゃいましたのは、明文上は確かにそういうふうにおとりいたしたくのもやむを得ないかと思ひます。ただこれは一にかかつて私どもは今度の私学振興財団の運営にかかつておると思ひます。この点に對しては、むしろ私はそこを考へて及ぼしていきたいというふうな思ひでございまして、ことに運営審議会という審議会を設けました意味も、い

ま御指摘のとおりなことで、相当の方をここに吸収して、実は私学振興の基本的なことについての審議をわすらわれない。一応これは理事長が文部大臣の認可を得てきめるといふことになつておりますけれども、私学振興に關しましての意見を持つておられる、非常に広い知識を持つておられる方をここにお願いをいたしまして、そうしていま御指摘のような形に振興財団を運営していく、こういうふうな形に考へておるわけでございまして、その意味合いにおきまして御了承賜りたいと思ひます。

○床次委員 ただいま大臣の御意見を承りました。よく事柄は了解いたしました。私もぜひそういうふうなありたいと思ひます。私もぜひその内容が、非常に消極的なように私は考へる。こういう消極的な規定でもって、大臣がいま言われましたような形において運用いたしますと、その際においていろいろの摩擦も出てくるのではないかと。むしろ明文上はそういうことを明らかにいたしました。たとえば文部大臣の認可を得ることとができるというふうな形ではなしに——そこに入つたのではまことにおかしいのでありまして、むしろ積極的に私学振興に裨益する機関として、これがいわゆる国の管財業務を代行するところの一つの中立機関、第三者機関としての、あるいは私学の自主的機関というふうないろいろな性格を持つた形において役立ち得ると思ひます。したがつて、この法律の裏づけと申しますか、大臣の言われました運用の方針というものが、でき得る限り明瞭にあらわれることが必要であると思ひます。御質問したわけでありまして。したがつて、そうした執行機関、また運営審議会等の権限等につきましても、これは関連いたしますし、また人的機構、人数等についても関係があるのだと思ひます。いまのところはそこまで手が回らないのだというところになるのかもしれないが、こういう発足の機会において、私は、この点は誤らざることを期することが大切なのではないかと思ひま

す。いろいろと無理があるかと思いますが、できる限りこの点は明確にして発足していただきたい。これが私学の振興の根柢ではないか。先ほど河野委員も御質問になりました私立学校法との関係もあるわけで、ずっとこの条文を見ておりますと、とかく附則において規定されましたものの私立学校法の改正というものが、かなり大きくクロージングしておる。しかし、本文の改正提案の理由を見ますと、私学振興のための総合的な機関であるということになっておりまして、だから交付いたしました補助金の将来のいわゆる監督と申しますか、指導と申しますか、その重点は国にあるのかあるいは財団にあるのかということ、が、明らかにされる必要があるのではないかと。交付事務を適正に行なうところには当然入っているといわれればそうだと思いますが、ちょっとその点だけでは読み切れるかどうかという点に疑問を持つのでありますが、もう一回その点について……

○岩間政府委員 財団といたしましては、補助とか貸し付けを行ないます場合の適正な執行のための調査とかあるいは監査、そういうものを行なうということになりますけれども、財団自体は行政機関ではないわけですので、行政上の監督機能は、これは文部大臣が行なうということになるわけですので。しかし、十分財団のほうで相談に応じ、それから指導を行ない、それから調査等を行なう、その能力があるように、このたび財団の人数も相当増しまして、またそれに伴う機構も整備するというので、実際上は財団のほうで自主的な調査を行なうようにしたいと思っております。

○床次委員 交付金に対する監督、指導というものがどこまで考えられるかという運用の問題にも関連するのでありますが、現在、たとえば大学等につきましても、大学のあり方というのに対して根本的な考え方が検討されつつあるわけでありまして、したがって、私学等におきましても、こういう法律によって特殊法人をつくるのであります

から、これが直接行政機関ではない、だから従来のような監督権はもちろん持てないという議論もあると思いますが、そういう特殊な法人でありまして、委託を受けてやるならば、ある程度までこの点は相当の広い範囲において効果をあげ得るのではないかと。実際においてそれを期待しておられるかとも推測はいたしますが、この点や一般国民に対してよくわかられておく必要があるのではないかと。ちょっと見ますと、財団法によりまして補助金を交付して、監督は本来の文部省あるいは所轄庁が行なうのだというふうに見える。また見方によりましたならば、財団でも行なえますし所轄庁も行なう二重監督ができるのではないかと。この考え方もあるわけでありまして、むしろ私の意見から申しましたならば、第一義的にはこの財団がその指導を行なうべきで、その上最終的な必要のあります場合には、文部省あるいは所轄庁については、多少運用の問題があると思いますが、文部省が行なうという形でいい。そうなりますと、私立学校法の五十九条以下に書きました規定というものの精神の相当部分が、財団の業務の中へある程度まで書かれてもいいのではないかと。この点は、どういふふうにかんがえていらっしゃるのでしょうか。

○岩間政府委員 権限の問題は、先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、ただいま仰せになりましたことは、私は、全くそのとおりだと思っております。また、そのように運用したいということ、財団の機構等につきましても、そういうふうな体制に應じられるようなものを考えていきたいというふうにかんがえております。

なお、五十九条の関係も、事経営に關します分につきましても、これは仰せのようにいたしたいと考えておりますけれども、実際の教育のやり方と申しますか、そういうものにつきましても問題がございませう場合には、これは財団の権限ではございませうので、これはまあ文部大臣のほうになるというふうにかんがえております。

○床次委員 ただいまのお話のいわゆる教育の指揮監督権という立場と交付事務とは、これはもちろん差がなければならぬのですが、運営という問題でありますので、これは全く交付の運用の際の問題、またそれによって指導ができるんじゃないかと考えます。この点が、私は非常に実は実質的な意義を持っているのではないかと。ただいまお話しのように、この点はひとつ十分に留意して御検討をいただきたいと思っております。

それからなお、こまかなことになりましたが、よくわかりませんが、「所轄庁」という字がこれは私立学校法にありまして、監督権を持つてくる。先ほど河野委員の質問もありましたが、この「所轄庁」と書いてあることによりまして、文部大臣と知事がそれぞれ権限を持つてくることになるように思うのであります。その場合にはたして知事が十分に権限を行使し得るか。また、この点は、過去において知事が行なっておりましてたしての実態も考えなければならぬと思っております。したがって、今後相当事務がふえてまいらうと思っております。はたして知事が十分であるかという点につきましても若干の疑問を持つておられるか、多少その猶予期間と申しますか、経過措置を持つておられますから、ものによりましては、いかがかと思っております。知事が従来指導、監督と申しますか、所轄しておりましたことが、新たな立法的な裏づけによりまして行なわれます際には、どうかと、摩擦が出てくるかと思っております。この点に対してどのようにお考えになるか、伺いたいと思っております。

○岩間政府委員 御指摘の所轄庁を高等学校以下の場合には都道府県知事にするということにつきましても、これは私学法制定のときにもずいぶん問題になった問題だと聞いております。しかし、私学側のたつての要望もございまして、都道府県知事が所轄庁になるということになったわけでございます。しかし、最近、やはり都道府県知事のほうで少し事務のふくそうと申しますか、そういう面から申しまして、教育委員会の方に事務の

一部あるいは全部をお願いするところまでできてきたようございまして、その点につきましては、これは都道府県にのほかにまかせては、従来もそう大きな間違いがなかった。特に知事の所轄庁でございまして、財政面におきましてもある程度知事が親身になってめんどうを見てくれるというふうないい点もあつたわけでございます。その点の比較得失はあるかと思っております。これは都道府県におまかせして、今後もう少しばらばら様子を見てまいりたいというふうにかんがえている次第であります。

○床次委員 小さい問題であります。第五十九条の届け出書類等につきまして整備されることになりました。公認会計士あるいは監査法人の監査報告等が添付されることになりまして、これに對しましては政令でいろいろ配慮されることと思っております。学校の規模のいかんによりまして、はたしてこれが必要かどうかということについては、相当の問題があるかと思っております。この点は十分に政令等におきまして実施段階において考慮せられるものと思っております。とかく一般社会におきましては、相当の負担で評価されるんじゃないか。一般の監督権の強化というふうなことにこういうことを通じて受け取られがちでありますので、十分配慮すべきだと思っております。政府の御意見を伺いたいと思っております。

○岩間政府委員 御指摘のとおり、公認会計士の制度と申しますのは、最近ようやく定着したというところでございます。人数も四千程度でございまして、学校法人全体につきまして監査をしますというところは、これはなかなか十分な下地ができませんとむずかしいだろうと思っております。そういう意味で、私も、臨時私学振興方策調査会におきましての御答申によりまして、この一年半ばかりまして私立学校の会計基準をいま準備をいたしております。また、この点につきましても、私学側におきましても前から研究もされてまいったところでございますので、この基準ができれば、と、公認会計士の監査も非常にやりやすくなるん

じゃないかということでございます。それをまじりからやりたい。

それから、御指摘のございました高等学校以下につきましては、これはなかなかその準備が整うまで時間がかかるだろうと思ひますし、また、実際にそういう必要性があるかにつきましても、もう少し検討をしてみたいという意味で、主として大学につきまして、この制度をできますならばできるだけ早く活用したいということを考えておる次第でございます。

○床次委員 最後に、大臣に重ねて伺いをいたしたいと思つてありますが、先ほど申しましたように、振興財団というものができました以上は、私は、これを十分に活用すべきもの、先ほどのいろいろ運営上の心がまえをお話しになりましたが、ぜひそういう趣旨において振興財団が効果があがるようにしていただきたいと思ふ。附則において行なわれましたところの私立学校法の改正によってその実際の執行を行なうという主客転倒と申しますか、そのような行政にはなっていないし、また、一般社会に対して私立学校に対する国の考え方がそんなふうになるように誤解されることに對しても、私は非常に遺憾に思ふのでありまして、そういうことのないように十分分に御配慮をお願いしたいと思ふ次第であります。

○坂田国務大臣 全く御指摘のとおりでございます。私学の果たしておる役割り、社会に果たしておる役割りを十分考えまして、その自主性、その個性ある教育研究というものが十分に行なわれるようにこの私学財団というものができたわけでございますから、その運用にあたりましたは、その点は十分考へてまいりたいというふうに思つております。

○八木委員長 木島喜兵衛君、

○木島委員 私の考へておる、きわめて初歩的でありますけれども、二点ほどについてだけ若干の御質問を申し上げたいと思ふのであります。

この法律の第一の問題点と私考へますのは、私学に対する公権力の介入というものをどう制限す

るか。しかし、もちろん今日の私学の実情からいつて何らかのどこからの助成は必要であることは、だれもが認めるところでありますし、けれども、しかし、国がたとえば助成をする場合に、その引きかえに干渉がきびしくなったのでは、私学は私学たり得ないことは言うまでもありません。そういう意味で、私は最初にそういう問題についてだけ御質問申し上げたいのでありますけれども、そういうことになりましたと、まず第一に、憲法の八十九条の解釈というものをどう理解するか。もちろん私は、今次私学振興財団法あるいは今次の助成も、この憲法に違反するんだと断ずるのではありませんけれども、しかし、少なくともこの憲法の解釈というものをどうわれわれは理解するかということ、このことを基礎に置かなければ、この運用が誤るのじやなからうかという意味で大臣の考へ方をお聞きしたいわけであります。私立学校法ができましたのは昭和二十四年でございますし、そのときの経過も私はいささか知つておるのでありますけれども、たとえば私立学校が戦災でたいへんな打撃を受けた。しかもインフレのときである。だから、実際には困つて、公の支配に属すると思ふのを得なかつたという経緯があると思ふのです。そのために、たとえば業務会計の報告とか、あるいは助成の目的に不適当なときは変更を勧告するとか、あるいは役員解任の勧告とか、そういうことを条件として、そういうものをもって公の支配に属するとしたのであります。しかし、このことは憲法の解釈上今日なお多くの疑念があることは、いなめないだらうと思ひます。それだけに、八十九条の解釈なり理解なりというものをこの際明確にしておかなければ、今回の法律はさらに公権力の介入がきびしくなつておるわけでありますから、それだけに大臣の憲法八十九条に対する考へをまづ承りたいと思ひます。

そこで、まず第一に伺ひますけれども、公の支配ということとをどのように大臣は考へになつていらつしやいますか。

○坂田国務大臣 憲法第八十九条は、公金その他の公の財産は、公の支配に属しない教育の事業に對し、これを支出し、またはその利用に供してはならない旨を定めておるわけでございますが、私立学校を設けずる学校法人は、私立学校法及び学校教育法に基づく監督に服し、憲法第八十九条の公の支配に属しておる、学校法人に対する助成は、憲法第八十九条に違反しないと思ひます。このような観点から、私立学校法、私立大学の研究設備に對する国の補助に關する法律等幾つかの法律が制定をされております。これらの法律に基づき、現在すでに学校法人に對し、国及び地方公共団体の補助が行なわれておるところでございます。また、私立学校振興財団法に基づき、私立学校振興会を通ずる融資が行なわれてゐる、こういうわけでございます。

て指導、監督することだとされておることによるものでございます。

○木島委員 私は、決してこれを違憲だときめつけておるのじやありませんよ。そのように解釈しますと、たとえばすべての公益法人というものは公の支配に属するということになりかねないのではありませんか。どうでしょう。

○岩間政府委員 大臣からお答え申し上げましたように、「公の支配」につきましては、いろいろ考へ方が学説としてもございまして、その場合に、学校法人につきましては、これは学校教育法その他によりまして設置の際の条件がいろいろございまして、そういうふうな条件に従つて認可を受けて、設置をされておる。それからただいま先生から御指摘ございましたように、私学法の中で、五十九条のような監督を受けるというふうになつております。私どもはその程度で公の支配に属しておると思つておるわけでございますが、特に先ほど先生からも御指摘ございましたような役員解任勧告というふうな、ある程度人事権にタッチをしておるという点については、ただいまお話のございましたほかの公益法人には見られない一つの違つた点じやないかというふうに考へております。

○木島委員 それからその次に、八十九条の教育の事業というものは、学校事業がほとんどなんじやないでしょうか。その他どんなものがありましようか。

○岩間政府委員 御指摘のように学校の事業と一応考へていいんじやないかと思ひますが、その際にはやや広く考へまして、現在行なわれております各種学校における事業というふうなものも含めましてのことであらうというふうに考へております。

○木島委員 そこで、いま公の支配に属する私立学校というものは、これは私立学校というものの本質からいつて、大臣、どう考へになりますか。公の支配に属しないことが私学の生命ではないかと思ふのですが、その点はどう考へになつてお

りますか。

○岩間政府委員 これは憲法の八十九条あるいは現在の私学法等を考えます場合に、ノー・サポート・ノー・コントロールというふうなことが、私学に対する基本的な原則のように受け取られるわけでありまして。そういう意味から申しますと、現在の憲法の規定を全く逆に考えますと、公金の支出を受けない私立学校は公の支配に属すべきではないというふうにも読めるわけでございます。そういうふうな考え方が申しますと、本来私立学校というのは公の支配に属しないというのが理想的だというふうにも、極端な言い方をしますと、読めないわけではないわけでございます。そういうふうな態度で申しますか、そういうふうな感じというものは、やはり私学法におきましても受け継がれておるといふに一応考えるわけでございます。

○木島委員 私はたびたび言っておりますように、決して私立学校法が憲法違反だときめつけておるのではありませんよ。だから、要するに八十九条のねらいは、私的な教育事業の自主性に対して公権力の干渉を排除するということのねらいと、まず理解しなければならぬ。そういう意味では、国が、公が支配するものと私的なものとを峻別しておる、まずそういう理解というものが必要なんだろう、そうでなかったら私学というものが致命的な被害を与えるという本質というものをまずわきまえておかなければいかぬだろうと思うのです。それで、実は私はそう思うのです。いま公の支配に属するのは、私学はすべて属する。そして教育の事業はほとんど学校事業である。そうすると、実はこの八十九条というのは実質的には空文化しておるということになるのでしょうか。大臣いかがでしょう。

○岩間政府委員 空文化しておるということではないと思いますけれども、現実の問題としましては、そういうふうな考え方が、だんだん時代に即応しなくなってきたということは言えるのじゃないかというふうな感じがするわけでございます。

います。これは実態を申し上げておるわけでございます。憲法の精神はあくまでも精神として尊重する。つまりそれは、現在におきましては私学の自主性というものをできるだけ尊重するということでございますが、同時にまた、現在の私学の経営等から申しますと、やはり国あるいは地方団体の援助というものがなければ実態として運営がなかなか困難になってくるという面から申しますと、公共性というふうなこともあわせて考えなければならぬ。また、その面がかなり強くなってきたというところは言えるのじゃないかと思ひます。

○木島委員 公共性とか実情とかというのは、これはたとえば私学法に公共性ということがあります。それは私学法をつくるときに実は入れたことであって、先ほど申しました公の支配に属するということが、先に憲法の中にあつたわけですから、憲法の精神というものは先ほど申したとおりのものでございますから、それだけに実質的にはきわめて空文化されておるといふように皆さまで理解していらつしやるのじゃないか。しかし、そうでありましても、実情は私ばかりではありません。同時に、今日の実態からいいますならば、国が助成をするか、さもなくば財界が助成をしていく。その場合は、しよせん助成をしたものが口を入れますから、今日の国が干渉した場合と財界が干渉した場合とどちらがいいかという議論もありましても、私は決してこれをきめつけるのじゃありませんけれども、しかし、実際には大臣、いかがですか、八十九条というのは今日もう実情に合わないのだという式にお考えになつていらつしやる向きはありませんか。

○坂田国務大臣 私は、そう考えておりません。やはりこの八十九条の精神というものは生きておりますし、また生かされなければならぬというふうな考えでおるのでございまして、私学の自主性、あるいは教育内容、あるいはその根本に触れる問題というものを対して、国家権力はみだりに介入すべきものではない、こういうふうには私は考

えておるわけでございます。しかし、いやしくも国民の血税というものが、この私学の振興、あるいは教育、研究の質的向上のために使われる以上は、それが適正に使われなければならないという限りにおいては、やはりそれ相当の監督というものがなければならぬ、かように考えるわけでございます。

これは私非常におもしろいと思ひますのは、イギリスのUGCの歴史的な、沿革的なことをちよつと調べてみたわけでございます。当時、戦前のことでございまして、またそのUGCの出版した最初のときに、ウェールズ地方におきましては、三大学は、公の支配によつてコントロールされるおそれがあるということで、これに対して反対をしたという経緯がございます。しかもそれに對してイギリスの国教の支配、つまり宗教の支配も受けるということで反対をしたようでございますが、しかし、あとでは結局UGCのビジティンダ制度といふものを考へて、UGCと大学側と両方を取り持つあつせん制度といふものを考へまして、いろいろこの補助金の申請、あるいはそれに対する援助という関係において非常にうまくやっておるようでございます。その後、今度は結局UGCからお金を受けるということになつておりますが、その経営に際しまして、やはりそのコントロールを受けるのだということに対して反対したという意味は、やはり私学の持つ自主性が侵されるのじやなからうかという経緯があつた。ところが戦後、もう非常にお金で私学に入るようになって、そして相当お金がぎ込まれるという形になりましたら、いままでは全く会計検査院というものはタッチしない、いわばノー・サポート・ノー・コントロールということに徹しておつたイギリスにおきましても、一九六八年にはこの会計検査を認めるというふうな形になつてきておる。こういうことを考えますと、先ほど冒頭に申し上げましたような精神はやはりなお生きておるし、生かされなければならないけれども、しかし同時

に、やはり経理の面につきましては国民の前にむしる明らかにするといふ要請というものがまた出てきた、こういうふうな解すべきではなからうかと考えておる次第でございます。

○木島委員 ですから、私学の事情から、助成はする、憲法八十九条の本来のねらいから助成はするけれども、私学の自主性というものは最大限に尊重する。いまおっしゃる通りに、しかし、助成をするならば、国民の税金でありますから、それに対する何らかの監督は必要であるけれども、それは最小限のものにとどめるといふことが今日最も必要であると思ひますが、その点でよろしいですね。

○坂田国務大臣 私は、まさにそのとおりに考えております。

○木島委員 そこで、この法律の附則十三条は、立ち入り検査とかあるいは事業の変更を命ずるとかというように、いままでよりもたいへん強くなつてきております。そのことは、いま大臣がそののとおりにおっしゃいましたことに反すると思ふのです。もちろん大臣はいろいろよい金を出すのだからとおっしゃいますけれども、金は出さなければならぬ、しかし自主性は最大限に尊重する、干渉は最小限にするという立場からするならば、このような改正をせねばならない必要性というものは、一体どこにあるのでしょうか。

○坂田国務大臣 この法案そのものが、やはり私学におけるところの教育、あるいは研究の質的向上というものを目ざしておるわけでございます。その意味におきまして、私学側が自主的にその向上を目ざして協力をされるということが第一であるといふことは言うまでもないことでございますけれども、そのことにつきまして、われわれが私学側の質的向上を願う気持ちは、これは何も大学の自主性あるいは私学の自主性というものをそこなうものではないというふうには私は考えるわけでございます。もちろん実際上の問題としまして、その兼ね合いというものは必ずかしいと思ひますけれども、しかし、私はそういう基本的な

考え方に立ってこれを運用するならば、先生御心配の点はないのじやなからうかというふうに思う次第でございます。

○木島委員 私に質問いたしておりますのは、私学法の五十九条に、現にある程度の税金を使っておる限りにおいては国民に対する責任を果たすための規定がある。そこで先ほどから言いますように、最小限に干渉を制限するとならば、それをさらに強化したところの必要が一体どこにあったのかというのを聞いておるのです。干渉は絶対にいけないと言っているではありません。せねばなりません。

○坂田国務大臣 その点につきましては、先ほど河野委員の御質問に対してもお答えいたしましたとおり、この私学法ができました当時の変化が起きているというふうな思いでございます。私学側自身としましては、その当時は全くノー・サポートでやっていくという状態であったかと思うのでございます。しかしながら、今日ではもはや何らの援助というものがなくしてはやっていけないような状態になってきているという経緯も、やはりそういうような変化が出てきたというふうな御理解いただきたいと思います。しかし、そのことによって憲法に定められた公の支配云々の問題には抵触するものではないというふうには、私は考えているわけでございます。

○木島委員 私が質問しているのは、いま現に五十九条にある程度の制限がある。あるのに、今回たいへん強化していると私は思うのです。なぜ強化しなければならなかったのか。いま大臣の御説明では、事情が変わったということ。金を出さないでいいという考え方はあったとおっしゃいましたけれども、今度金を出すことはいいと言っているんですよ。だから、私学法ができたときには、金も出す。口もいれる。しかし、規定も五十九条に現にある。それでいいんじゃないですか。なぜ今回強化しなければならなかったのか、必要はどこにあるのか、お聞きしているんです。

○坂田国務大臣 これは皆さん方もよく御承知だと思えますけれども、やはり私立大学が今日公共性を持つてきたという一面があるわけでござい

ます。同時に、しかしながら、私学側自身が、その教育の内容あるいは研究の内容等において質的な向上につとめなければならぬことは申すまでもないことでございまして、それがなければ私立大学の存在意義というものもまた失われる。大かたの私立大学等におきましてはそのようなことはございせんけれども、しかし、中には定員を数倍上回るような私立大学がないわけではございません。しかし、このことははたして一体いいのか、悪いのか。もちろんそれは社会の要請に対してこたえなければならぬので、その自主性を尊重してそのままだにしていけないかという議論も私は成り立つとは思いますが、しかし、そういうようなことについて、われわれが適正なる定員、あるいはその状況に対してほんとに教育、研究がやれるような状況にするというのも、その私学に学ぶ学生というものを考えた場合においては、当然考えられてしかるべき問題だというふうな思いでございます。そういうことについてあまりにはなはだしい、あまりにも常識を逸したような場合、あるいは法令違反等があったような場合には、これを正すというふうな道を聞くことは、やはり必要ではなからうかというふうには考えたいわけでございます。しかし、実際問題としてこれを運用いたします場合には、そういうようなことが全くないような形に、私立大学自身が社会的責任を感じてそれを正していただきたいと思

います。したがって、この条項があるからといって、しゃくし定木に運用すべきものではない、やはりそれは憲法のためを踏まえて運用

に当たらなければならぬんじゃないかというふうに、私は考えております。

○木島委員 私の質問にお答えになっていらっ

しやいせんから、逆にお聞きします。これは局長でけっこうでございます。たとえば五十九条の第二項、「助成をするに付いては、当該学校法人の設置する私立学校の備えている条件について、その助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならぬ」とあります。これはきちっといままでも助成するものとして審査をし、してその審査したものとその結果というものがど

うようなことになっておるのですか。あるいはいま大臣からたいへん言語道断のようなことがあるというふうなお話があったが、とすると、この審査というものはずいぶんいいかげんなものであつたのだらうかということ、いま直観的に思うのでございますが、その点はいかがですか。

○岩間政府委員 ただいままでの補助金は、大抵設備とか施設に対する補助金でございまして、たとえば本を買ふとかあるいは教育用の設備を整えとか、それを一々私どものほうでチェックをいたしまして、それに対して補助金を出すというふうな、きわめて複雑な形をとってきたわけでございます。またその際に、補助金が本来の目的のために使われるかどうかということが審査されたわけでございます。例外といたしまして、たとえば補助金を不正に使用した学校、そういうものにつきましては、少なくとも翌年度はその補助金の不正使用が是正されるかどうかを確かしてから補助金を渡す。それから紛争中の学校がござい

ます。そういうところは、教育、研究というものが現実にストップをしておる、あるいは設備の補助金を出してもそれが有効に使われるかどうかをきわめて疑わしいという場合は、やはり補助金をストップするとう場合はございまして、このた

びの補助金と申しますのは、人件費を含む経常費に対する補助金でございまして、こういう補助金

ができましたのは、明治以来画期的なことだと思います。その使用につきましては、先ほど来御説

明申し上げておりますように、私学の自発的な配慮というものを非常に尊重いたしまして、いわば教育、研究の向上のために使うならば何に使ってもよろしいというふうな形の補助金にいたしてお

○木島委員 私は逆に、むしろ信頼関係がないからこういう条項が入ったんじゃないかと思うのですよ。もしたといばいまのお話しのようなのがあれば、変更を命ずることができるとし、役員解職も命ずることができるとし、現行法で、そうであつたら、いまの御説明では、現行法でもやれるんじゃないか。もしやれなかつたら打ち切ればいいのであつて、先ほどから言つております私学の生命というものを断ち切る方向にいける干渉の拡大というものは、避けるべきである。現行法でできるじゃないか。説明にならないと私は思うのです。むしろそこには信頼関係がないんだらうと思うのです。その点いかがですか。

○岩間政府委員 私学を信頼するということは、これは基本的なことでございますけれども、私学といえども、これは人間がやつていふことでございまして、あやまちがないとはいへないわけでございます。また、財政問題その他運営問題からいいたしましても、あやまちをおかすということとはあり得るわけでございます。そういう場合に、信頼をしておればこそ、私どもが私学にいろいろ強くものを申しまして、それは私どもの私学に対する好意として受け取ってもらえるんじゃないかということが前提にない、やはりこの条文は監督権の強化というふうにお受け取りになられると思ひますけれども、信頼があるからこそ強くものが言えるというふうには、私どもはむしろ理解しております。

○木島委員 信頼すれば、話し合いができるならば、だつたら現行法の五十九条で済むではないかと私は言つてゐるのです。信頼感があれば、私は五十九条の現行法でやれる、変更を命ずることができると。信頼感があつて自主的な話し合いができるならば、その条文を入れることでなくとも、その解決はできる、改善はできると私は思う。そのことが好ましいんだと私は思ひます。それを条文に強化して入れるということに、さつきから憲法の規定から、解釈から私お聞きしているのは、そんなんです。その点をもう一べん、大臣、これは

むしろ大臣の御答弁のほうが必要なんじゃないでしょうか。

○坂田国務大臣 その辺はなかなかむずかしい問題かと思ひます。とかく国立大学に對しまして、従来われわれ文部省は一生懸命やつてゐるつもりでございますけれども、向こう側から見れば、不信感がまだ強いわけでございます。しかしながら、そういう、またわれわれのほうからいつたら、大学の自治という形においてやつておるのに、一体一年來の大学紛争の状況はどうなんだという、また大学側に対する不信も強かつたわけでございます。それが、まあ大学紛争を通じまして、漸次歩み寄りではございまして、大学側の文部省に對する信頼関係、あるいはまた私どもの大学に對する信頼関係というものは、だんだん醸成されつつあるわけでございます。やはりその信頼関係というものが確立をして初めて国立大学につきましても、管理運営、あるいは教育、研究といふものがよりよくやられ、そして社会的責任も大学それ自身がより得るといふふうに思ひます。その意味合いにおきまして、いままで、やはり文部省とそれから私学側におきまして、相互にそのような情勢があつたといふことはいふまでもないと思ひます。しかし、私はこれからこういう画期的な、いわば私学助成といふふうなことをやる形において、私学側もその社会的責任を果たされま

すと同時に、私どももそのように大学の自主性をそこなうようなことに介入するといふことは、毛頭考へておりませんし、そのもとにおいて、ほんとうに信頼関係の醸成といふことに相つとめていかなければならないといふふうに思ひます。ございまして、私はこれからそういうふうなつもりでまいりたいと思ひますが、これはやはり御心配になるように、もしこういう条項をせぬでもよかつたのではないかと、いろいろな事柄について疑問をお持ちになるといふことも、従来からの考え方からするならば、当然生まれてくると思ひますけれども、その辺はひとつ十分われわれも信頼をしていただきまして、これから先は、やはりこの

振興財団を通じて、また文部省あるいは私学側のおのの信頼関係を回復する努力ということによつて、初めてこの条項といふものも意味が出てくるのではないかと、いふふうに思ひます。こういうような条項をきびしくいふでも適用するといふような、そういう考え方でなくまいることを願つてゐるわけでございます。そういうようなことによつて、初めてこの財団のつくります意味が出てくるといふふうに思ひます。

○木島委員 大臣のおっしゃることは、要は運用でもつてやるから、条文は入れてもいいじゃないか、そこは信頼してくれといふことに尽きるやうです。すなわち、いま大臣がおっしゃるやうに、いままで信頼感がなかつたけれども、今度多少信頼感が回復した。信頼感といふのは、これは歴史的に何か――將來もありまふ。同時に、あなたがいつまでも大臣でいらつしやらないわけでございますから、もうあなたの場合は名前のとおり誠意に満ちた方であらうと思ひます。そういう意味では、これは御信頼申し上げまふけれども、さつき私は、そういう意味で憲法の議論からして、やはり私は、そういうことを入れないで、信頼感があればできる。そういう意味で私は、その批判をする。ことに十項の第三号、これは先ほど河野さんからもお話がございましたけれども、これは河野さんとダブる点は抜きにいたしましても、この点は私立学校法が今日できるときに、国会が修正をして入れたのです。五條の二項を入れたのです。それを今更またここに入れる。これは率直に言つて状況が変わつたとおっしゃるかも知れませんが、国会が満場一致でもつて昭和二十四年に修正をして入れたのです。これをそのまま入れておる。しかも授業の変更を命ずるといふことは、これは憲法二十三條の「學問の自由は、これを保障する」といふことにも影響するほどのものであつて、ここにこそむしろ私は私学といふものの生命があるのだらうと思ひます。それを變更するといふことまで入れるということに

なると、これはいささかこの法律のできる経緯からしてもちよつと行き過ぎではないかと思ひますが、いかがですか。

○岩間政府委員 ただいま御指摘の變更命令につきましては、この条文は、私立学校法を提案いたしましたときには、一応政府の原案のまた原案には入つておりましたものですが、これは提出いたしました際に、すでに落として提出をしたといふやうに私ども聞いております。

それで、原則としてはございまして十四條を、このたびの件費を含む經常費の助成をいたします学校につきまして適用するといふことの意味は、先ほど大臣が申し上げましたやうに、教育、研究の水準の向上をむしろ逆にならざるものにつぎまして、これは補助金をやるわけにいかないといふやうなことを明らかにしておるものでありまして、その際、「設備、授業その他」と書いてございまして、そのうち、教育内容とかそれから教員の人事といふものは、これは当然含まないことは明らかでございます。そういうものにつぎましては、干渉する意思は毛頭ないわけでございます。ただ、学校の基本的な条件でございまして、具体的に考へられますことは、ある学校におきまして、大学の単位が百二十四単位と定められておるにもかかわらず、その単位を下回つたものを卒業させるとか、あるいは四年間在學しなればならないといふに三年くらいで卒業させるとか、そういうふうな極端な場合が起こりました場合、あるいは免許法にございまして教員の免許資格を備えない者に対して免許状を発行するとか、そういうやうなことを防ぐために設けた規定でございまして、ただ、実際に法令に違反するかどうか、そういう点につきましては、これはこの法令にも明らかにしておりますやうに、私大審議会の意見を聞かなければならないといふことになつております。私大審議會は、御承知のとおり、私立学校関係者が四分の三以上入らなければならぬことになつております。しかもその四分の三につき

ましては、これは私学の団体の推薦によって選任されるわけでございますから、文部大臣がかってにそういうものを選任するということではございせん。そういう点から考えますと、これはむしろそういう場合に私学がみずからのところで自己規制を行なうというふうな考えていただいてもいいような規定じゃないかと思ひます。

なお、この効果につきましては、実際に変更命令を聞かないということが起きました場合には、今後、補助金を差上げないという効果だけしかないと思ひます。そういうことで担保するという形になっております。

○木島委員 ですから、さつきから言っておりますように、条文上いつでも補助金を打ち切ることが出来るならば、いま運用のことをいろいろおっしゃいましたけれども、われわれが警戒しますのは、あるいは私学の方々が不信感を持つということもそうなんではないけれども、やはり条文になつてしまつて、立法のときの運用上とかという答弁というのは忘れられて、文理解釈のままでいくでしょう。そういう意味で行き過ぎではないかと申しております。そういう意味では、十項の一号に、関係者に質問させるということについても、帳簿、書類その他の物件を検査する、帳簿、書類その他の物件というところ、これは範囲を拡大すればいふん拡大される疑念が出てくるところであります。時間がありませんから簡単に申しますけれども、私の結論は、たとえば財務諸帳簿というような限定したものに規定することができないだろうか。「その他」ということで、この条文上だけでいうと、たいへん乱用されるおそれがあるという感じがするのですが、いかがでしょうか。

○岩間政府委員 そこで問題になっておりますことは全部助成と関係のあることでございまして、助成に係るもの以外につきまして、これを調査するというようなことは考えておられないわけでございます。また、これはそのいわゆる立ち入り調査の規定と違つておりました、事務所に入る

場合には、やはり事務所に入るというふうなものにつきましては承諾を得ましてから入るといふうなことでございしますから、これはいわゆる立ち入り調査の規定とはいささか内容が違つております。

それから立ち入り調査の場合には、御承知のとおり罰則がつくわけでございますけれども、この条文につきましては、罰則というふうなものはないというふうな配慮をいたすつもりでございます。

○木島委員 きょうは本会議がありますから、時間の制限もあるそうありますから、次に移ります。

そこで助成をするという、たとえば原則なり目的等についてちよつとお聞きしたいのでありますけれども、私立学校法ができてから私学がたいへんふえました。昭和二十四、五年のときには、五十を一回つていたくらいじゃありませんか。今日九千余くらいにもなつていゝといわれますが、大学で申しますと、先ほどお話がありましたように、百六十五万中百三十五万も私立におる。このように、どうして私立というものがこんなに大きくなったのでしょうか、私よくわからぬものだから……。

○岩間政府委員 これは大学に進学を希望する者の数と申しますか、いわゆる社会的需要がふえたということが第一ではないかと思ひますけれども、アメリカの場合を見ましても、単線型の学校でございしますと、どうしても上まで行きたい、最後まで行きたいというふうな者が増加してまいります。そういう意味から申しまして、今後まだふえるだろうと思ひますが、終戦後特にふえました理由の第一として、そういうことが考えられるわけでございます。それから、従来高等教育を受ける者が非常に少なかったのでございますけれども、大学自体も、従来の師範学校から高等専門学校を全部含めまして、いわゆる高等教育機関が一本になったという点で、高等学校だけではやはり社会の第一線に立つていくためには不十分で

あるといふふうな観点から、特に大学を希望する者がふえてきた、それが一番大きな理由ではないかと思ひます。

○木島委員 最近発表されております新経済社会発展計画でも、大学でいうならば、昭和四十三年の十七％が二五％になるだろう、こういつておりますね。これはさらに六十年までたてたいへんなことになるのだらうと思ふのです、局長おっしゃる通りに。そこで、その場合、国立というのはいくどのくらい収容したらいいものなんでしょうか。と申しますのは、一つは、私立学校がふえたということ、いま局長おっしゃる通りに、希望者がたいへんふえてきたということ、すけれども、教育の機会均等からいへば、国民が教育を受ける権利があるとすれば、なるだけならばその施設を国がつかうなければならぬ義務もあるわけでありましょうから、そういう意味では、国がある程度拡大しなければならぬという理由もありましょう。国の義務というものは、私立を強化する、そういうことも含めるとおっしゃるでしようけれども、元来、教育の機会均等という、厳密にいへばたいへん金も使う、格差もあるわけでありまして、そういう意味では、だんだんによいになつてきますが、国立というのはその中で一体どのくらいを入れることを考えたいのか、だらうか、どうなんですか、思ひます。

○坂田國務大臣 これは非常にむずかしい問題でございますが、先ほど局長からお答えをいたしましたように、一つにはやはり六・三・三・四制度をとつたということ、それから日本の経済が非常に成長したということ、それから元来日本人が非常に教育熱心であるということ、この三つから、大学に入ろうとする者が当該年齢人口二〇％をこえるような状況になつてきたことだと思ひます。

これにつきまして、従来は長期教育計画と申しますか、そういうものが当然なければならなかつたのじゃないか。そして日本列島全体を見て、あるいは社会の変化ということ、発展ということ

について、どういふような人材を養成すべきかというふうな、完全なものではないといひまして、相当の長期計画といふものが設定されて、しかも日本列島全体を通じて、その私学を認可する場合においても、多少国としてのそういう大きいプランのもとにおいて意思が動いてこなければならなかつたといふふうに、私は思ふのであります。しかし、それが実はいままでなされなかつたといふことでございしますが、これからはやはりそういう長期計画といふものがつくられなければならぬといふふうな思ふのです。したがって、おそろくこの五月には中教審の答申がなされて、おそろくこの五月には中教審の答申がなされて、長期計画と同時に、それに対して一体どのような財政措置を考えたらいいか、そしてそのお金といふものはGNPでどれくらいだといふようなことも、おおよそ見当をつけなければならぬといふふうに思ひます。それからまた、中教審におきまして、いま大学改革に対する試案を発表しておりますけれども、その中におきまして、国立の意義といふものを検討しておるわけでございます。あるいはこの国立という形でございますか、あるいはこの国立というのかきねを撤廃するといひますか、そういうような形で一べん考えてみてはどうかというふうなことから、一つには、たとえば特殊法人というふうな考え方も出ておるようなわけでございます、確かに明治初年の勃興期におきまして、国立学校の果たした意味合いといふものは、非常に大きかつたと思ひます。あるいはまた、今後も国立大学の意義は大きいかと思ひますけれども、しかし、国立であるがゆえにかえつてその教育、研究といふものが十分でない、あるいはそれに縛られておるがために、かえつてやりにくいのではないかといふことが、国立大学の中からもぼちぼち出てきておる、あるいは国立大学以外の国民世論の中からも出てきておる、こういうことでございまして、この一年中教審の検討を持ちまして、来年の春ごろにその問

題に私たちは具体的に取組んでまいりたい、かように考えておる次第でございます。

国立の場合は、たとえば授業料が一萬二千元でございまして、また現在国立大学に学んでおる三十数万の学生というものは、比較的所得者の優秀な子弟というものが入ってきておるということをお考えした場合におきましては、やはりこの国立大学の意味というものは大きいというふうに、一応私は考えておるわけでございまして。

○木島委員 そのように長期計画がなかった。国民が教育を受ける権利がある、だからそれを受けさせる施策をせねばならなかった義務が、今日まで完全に果たされておらなかった。それだけに、私立に期待をせざるを得ない。だからこそ、助成がまたより多くなされねばならないと思うのであります。

そこで、当面の助成目的というのに、私は四つあると思うのです。その一つは、たとえば授業料とか、入学金とか、受験料とか、その他納付金、あるいは公然、非公然の寄付金あるいは学費、こういうものを上げない、または引き下げるという目的の一つあるのだからと思うのです。そこで、授業料というのは、一体どういう性格のものなんでしょうか。と私がお聞きします。

は、学校の人的、物的施設の使用料と、私は一応見るのです。そうすると、たとえば入学金なり寄付金というものとダブるでしょう。受験料は、これは厳密に言えば、受験にかかる費用と、こう理解していい。じゃ、学校をつくるその他の寄付金が必要。しかし、授業料には、その施設の使用料というものも入っておるのだからと思うのです。人件費だけじゃない。もちろんそれは授業を受けるその対価としての報酬という理解でしよう。

う。けれども、それを学校というもので見れば、人的、物的なものでしょう。その使用料と私は考えるのです。そうすると、物的な使用料と物的な寄付金、物的な入学金、この関係は一体どう理解したらいいんでしょう。

○岩間政府委員 授業料は、御指摘のとおり、先生のおっしゃる通りに施設等に対する使用料と考えるのが、従来までの通説でございます。入学金と申しますのは、入学に伴う諸般の費用に充てるためのものであらうと思ひますけれども、それが最近ではやや拡大されて、新しい施設をつくるかそういうものに充てるための費用として取られておるようでございますが、本来の目的からいいますとやや大きくなつておるというところでございまして、全体的に見ますと、学生納付金というもので見ますと、いろいろな区分けはござい

ますけれども、しかし、学校に必要な費用を受益者が負担するというふうなところで、その中の区分けは、御指摘のような授業料、それから入学金、それから施設拡充費、その他の寄付金等もございまして、全体として見ますと、やはり学校を運営していくための費用を学生が負担をするというふうな、その全体としての性格はそういうものであるかと思ひます。

○木島委員 ですからね、もし全体ならば、授業料一本でいいはずでしょう。

○岩間政府委員 きわめて平常な状態でございまして、御指摘のとおり授業料だけでよろしい。あるいは入学に伴ひまして、オリエンテーションその他若干の費用がございすれば、入学金という形でこれを取る。あるいは施設を整備いたしておりまして、これを何年かの間に償還するというふうなことでございまして、施設拡充費ということと各学年の学生に負担させるというふうなやり方があると思ひますが、総じて申しますと、やはり学校の経営の内容はいろいろ区々でございすけれども、そういうものを全体としていふんな形でまかなつておるというのが実態でござい

ます。

○木島委員 私、学費ならわかるのです。だけれども、どぶり勘定の感じですね。授業料も、入学金も、寄付金も、大学の中においてはその用途が区分されておるまいね。どぶり勘定という感じでしょう、いまの御答弁で。しかも授

業料を上げるということは、これはもう世論なりあるいは学園紛争の一つの原因にもなつておるわけですから、それはできない。そこで入学するときの新入生から寄付金なり入学金を取るといふことは、これは非常に容易にできる。安易な道を歩いている。しかし、学生なり父兄負担という意味では、全く同じことです。だから、これをやはり区別しないと、文部省は私学を信頼しなかつたというふうなことがあるとかいろいろの事件があつたといふことは、実はそういう使途といふものの、各授業料なり入学金なり寄付金といふものの性格を明確にし、それぞれが別々の使途に使われるのを助成をする一つが、授業料、納付金を下げるという、あるいは下けると同時にあるいは引き上げ

ない。あるいはもう一つは国民に明確にする、何かわけのわからない、何といひましょうか、何か変に思われる、そういうものを与えない、そういう意味でも、おそらく大学だけに、そういうものはすっきりしたいと思ふんですよ。そういう措置は考えられませんか。

○岩間政府委員 御指摘のような点は、これは臨時私学振興方策調査会においても、何か基準を検討したらどうかというふうな御指摘がございす。私も、今後その基準の検討については研究を進めていくつもりでございすけれども、先ほど仰せのような授業料は、これは各学期あるいは各学年で取つていくわけでございすけれども、入学金というものは一時的に新入生から取るという金でございす。父兄の立場といたしまして、入学する際に一べんに納めたほうがいいのか、あるいは毎年毎年納めたほうがいいのか、これはちょっとなかなかむずかしい点だと思ひます。入学を目標にいろいろ資金計画を立てて、家庭のほうで一時に納めて、そのかわり授業料は安いというのがあるのか、あるいは毎年区分けをしてやるのがよろしいのか、そういう問題につきましてもなお検討の余地はあるかと思ひますが、しかし、学生納付金があるかと思ひますが、

く取られておるというふうな実情もございすので、この点につきましては、今後検討いたしたいというふうに考えております。

○木島委員 次に四月七日の朝日新聞の社会面に「私立の医学部」「ついに千万円相場」。入学金が昨年は四百万円、これは五百万円が相場だけれども、一千万円に落ちつく。しかし、中には二千万円、三千万円の寄付金がこの中で登場したといわれておるということになると、これはもう社会問題だと思ふのです。そういう点の実態は、文部省はつかんでおるのですか。

○岩間政府委員 これは寄付金は学校とそれからまあ学生あるいはその父兄との契約によつてやるわけでございすから、なかなか捕捉することがむずかしいございす。いままで私どものほうで個々別々に調べたといふことはございせんが、ただ四十二年度の財政調査によりまして、寄付金の額が百六十四億ございまして、そのうちで指定寄付その他を除きました個人の寄付が、約七十三億ございす。その七十三億の大部分が、おそらく個人の入学時の寄付金じゃないだろうかというふうに推測されるわけでございす。医学部につきましても、ただいま先生の御指摘にございせんが、私も耳にしておりまして、これは御指摘のように非常に大きな問題でございす。あるいはあまり金額が高いといふことになりまして、優秀な人がむしろはなれて、優秀でない人が進学するといふふうな、いわゆる逆淘汰の現象も起きかねないといふことでございす。そこで、今度の補助金を計上いたします場合に、やはり医学部、歯学部につきましては、たとえば人件費の三分の一を基礎に置くといふふうに、ほかの学部よりもむしろかなり高い水準でめんどろを見ようといふふうなことにいたしましたわけでございす。なお医学部の場合には、これは教員数それから施設等に比べて学生数が非常に少ないといふことでございすので、もし病院の経営があまりうまくいかない、あるいは費用が非常にかかるという

ことになりまして、どうしても一人当たりの金額が大きくなると思います。したがって、それに対して国の補助が大きければ、本務職員当たりの計算でかなりの額がいけば、それだけ学生一人当たりに対する負担というものは急速に軽くなるということも考えられるわけでございまして、そういう点を考えながら今回の補助金も考えておるような次第でございます。

○坂田国務大臣 実はそういうようなことになりましたので、私どもとしましては、画期的なこととございまして、今度私学に対する助成に踏み切ったわけなのでございまして、と申しますのは、最初、私学というものを考えた場合は、世界的に見ましてノー・サポート・ノー・コントロール、それで十分やっていけるのだ、いろいろな人の干渉を全く許さないのだ、こういうことで済んだと思うのです。しかし、そういうことがいえなくなってきた。たとえば先ほどイギリスの例を申しましたけれども、アメリカのような非常に私学が発達をして、そうしてまた相当の基金も持っていて、あるいは卒業した人から寄付金ももらい、またフォードとかカーネギーとかロックフェラーというような大財閥から寄付金を多額にもらって研究をやるといふようなところでも、もうフォードやカーネギーやロックフェラーというような財閥の寄付なんかではてんで問題にならないのだ、少なくとも、一人の医学部学生を教育、研究させるには、そんなことでは追いつかないのだということ、結局連邦政府の金が注ぎ込まれ、それが四十数%にもなっている。こういう実情でございまして、日本の場合におきましても、おい立ちにおきましてはノー・サポート・ノー・コントロールなんで、結局私学というものををつくるのは寄付金や基金や授業料であるけれども、さらに昔の財閥から寄付金ももらう。そしてだんだん人数がふえますし、質的向上をはからなければならぬ。国立と私立を考えてみましても、一人の医学部学生をつくる費用というのは、国立で百二十万かかるならば、私学だってやはり百二十万はかかるわけなんです。それが、そういう寄付金や基金やその他の財源がないとするならば、どうしたって授業料かその他のいわけする納付金というものにとらざるを得ないというところで追いついてきた。いま御指摘のとおり、納付金やあるいは授業料だけでは、もうこの私学経営がやっていけないのだ、あるいは質的向上は望めないのだというぎりぎりのところになったということで、根本的には、いまのように医学部に入る者は千万円もというようなことがないためにも、私はこの私学助成というものを今後十分考えてやっていかなければならぬ。しかし、そうなれば、相当のお金が私学に流れていくのであるから、やはりその面に關しては、経理については、いままでと同様な形、精神においては私学の自主性をあくまでも考えていくけれども、しかしその経理の面については国民の不信を招くようなことがあつてはならない、あるいはいまも御指摘になりましたような、多額な納付金を要求するといふようなことが今後ないような形に持つていかなければならない、かように考えておる次第でございます。

○木島委員 大臣、誤解しないでください。私聞いているのは、なるたけ自主性は尊重するということは、前段に申しました。しかし、助成しなければならぬ。けれども、こういう一千万円とか三千万円という問題が、現に起こつておる。だから、助成する限り、今日社会問題になっているのだから、いまの助成のしかたでこういう社会問題が解決しますか。たとえば医学部なら医学部、局長も言われたように、必ずしも能力のある方が入らない場合がある。これは投資したのだから、今度は逆に回収しなければならぬという問題が起こってくる。そういう点では、国民の健康、生命の上にたいへんな影響があるという意味で、社会問題になつてくる。だから、私は、助成するならば、こういう問題が起こらないような、助成する目的の中に、学生なり父兄なりが負担をするものを下げる、あるいは上げないという目的が一つあるだろう、それにはこれで十分なんですかという

意味のことを実は聞いておるのです。たとえば、昭和四十年に早稲田でもって学費が納入できないで除籍された者が、百名あると聞いております。これはきつと全私立なら、たいへんな人数なんだろうと思うのです。一方、そうなおつておる。しかも大学は今日多分に私企業でしょう。ですから、他の大学に比較して、なるたけデラックスに、なるたけマンモスにしなければ、企業は成立しない。したがって、そのためには、父兄の負担によつて大学の資産はふえます。大学の資産も、大学の運営費も、すべて学生なり父母の負担だけにかかつていふことではならない。だから、私は、大臣のおっしゃること、わかるのです。ただ、助成するには、それで足るのですか。助成をするには、そういうものを下げなければならぬ。下げなければならぬにかかわらず、そういうことがこれであるか、あるいは下げようという意欲を持つておやりになるのですかと、逆に聞いておるのです。

○坂田国務大臣 私は、今年度の予算くらいでは、それこそとも下げられないと思うのです。しかし、先ほど申しましたように、少なくとも本務職員の半額というものは、近い将来、といつても四、五年の間においてはその程度までは持つていかなければならないのじゃないかといふような、非常な意欲は持つておる次第でございます。

○木島委員 私先ほど助成の目的を四つと申しましたけれども、いまその一つだけを申し上げたのです。あと三つあるのですが、時間が来ましたから、保留させていただきます。

○八木委員長 次回は、来たる十五日水曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十七分散会